

判例研究

〔商法四五二〕 株主総会において賛否の数を集計して明示しなかつたことは、決議取消事由とはならないとした事例

(東京地判平成一四年二月二日
平二三年(ワ)二〇三八七号
株主総会決議取消等請求事件
判例時報一七八九号一五七頁)

〔判示事項〕

株主総会決議の方法について、定款に別段の定めがない限り、議案の賛否について判定できる方法であれば、いかなる方法によるかは、株主総会の円滑な運営の職責を有する議長の合理的裁量に委ねられるものと解される。

〔参考条文〕

商法二四七条一項一号

〔事實〕

原告Xは、被告Y株式会社（銀行）の株式を一〇〇〇株以上所有する株主である。被告Yの定時株主総会は株主二

一九名が出席して、平成一三年六月二八日に開催され、会社提出の第一号から第六号議案と原告Xを含む六四名の株主（総株式数三二万株）の提案による第七号議案（役員等の報酬、退職慰労金等を株主に個別開示するための定款の一部変更）が付議された。

本件株主総会において、議長は、議場において、第一号議案から第七号議案まで、各議案ごとに賛成株主に挙手を求める方法で議決を行ない、第一号議案から第六号議案について、議決権行使書面を含めてそれに要求される多数の賛成により可決された旨を報告し、第七号議案につい

ては、議決権行使書面を含めて反対多数であるから否決された旨を報告した。しかし、出席した株主の賛否の議決権数を数え、議決権行使書面による賛否を合算して各議案ごとの賛否について具体的な株主数及び株式数を明らかにしなかった。

原告Xは、被告Yの本件定時株主総会決議について、①「賛否の数を集計して明示しなかつたことは法令に違反し又は著しく不公正であるとして、商法二四七条に基づき同決議の取消しを、②自らの行使した議決権を具体的に数えられなかつことにより精神的損害を被つたとして不法行為に基づき五〇万円の慰謝料の支払を、さらに、③本件株主総会において賛否の数が明らかにされなかつたことからその確認のため被告本社まで赴くことを余儀なくされ、このことにより精神的損害、交通費及び日当相当額の損害を被つたとして不法行為に基づき五〇万円の支払を、それぞれ求め」て本訴に及んだ。

原告Xの主張によれば、被告Yの「採決方法は、株主総会の出席株主の議決権を無視するもののみならず、株主総会そのものを形式的な儀礼とみなすものであり、議決権の厳正な集計を求めるグローバルスタンダードにも反するものであ」り、「さらに、株主提案の第七号議案については、

議決権行使書面のみによつても賛成が七・五パーセント（二億五〇〇〇万株余）に達しており、八億株を超える本件株主総会出席の株主のうち賛成の数を加えれば、一〇パーセントを超える可能性を有していたのであるが、賛否の数が具体的に集計し、明示されていないことから、商法二三二二条ノ二第二項但書における株主提案の再提案権の有無の基準となる「議決権ノ十分ノ一以上ノ賛成」の判断について、「不確実な状況が生じており、不利益を被つている」ので、商法二四七条一項一号に該当する瑕疵があると主張される。

被告Yによれば、「商法は、株主総会に出席した株主の各議案に対する賛否の数を集計して明示すべきことを定めていながら、本件株主総会の決議の方法が法令に違反するとの原告の主張は失当である。議長は本件総会において、出席した株主の議決権の行使状況についても十分な注意を払つて確認し、事前の議決権行使書面による議決権行使数を併せたうえ、各議案ごとに可決・否決を確認したものであり、不公正とされるべき点は全く存在しない。第七号議案に対する賛成は、議決権行使書面及び議長が議場で挙手等により確認した結果によれば、合計しても一〇パーセントを超える可能性は全くなかつたのであり、この点が不明

確であることの影響は、株主により現実に再提案が行なわれた場合の後刻の問題であり、決議自体の瑕疵や取消原因となるべきものではない」と主張され、原告X主張の不法行為成立についても全面的に争つた。

〔判旨〕

原告の請求を棄却。

「株主総会における決議については、法律に特別の規定がないから、定款に別段の定めがない限り、議案に対する賛否あるいは反対が可決ないし否決の決議の成立に必要な数に達したことが明確になつたときに成立するものであり、従つて、決議の方法についても、定款に別段の定めがない限り、議案の賛否について判定できる方法であれば、いかなる方法によるかは総会の円滑な運営の職責を有する議長の合理的裁量に委ねられているものと解される。

しかるところ、被告の定款に、原告主張のよう賛否を集計し明示すべきことを決議方法として定める規定が置かれていること、あるいは原告主張のような決議の方法が確立した慣行として一般的に定着していることを認めるに足りる証拠はなく、他方で、既に述べたとおり、本件株主総会の議長は、総会において、各議案ごとに出席した株主に

対して挙手による採決を求め、これに応じた出席株主による議決権行使の状況と議決権行使書面による賛否の集計結果とを勘案し、第一号議案ないし第六号議案については可決されたこと及び第七号議案については否決されたことが明らかであつたことから、その旨を議場で報告したものである。

以上によれば、本件株主総会においては、各議案に対する決議は相当な方法で実施され、出席株主もその議決権を行使しており、各決議が有効に成立したものであることは明らかであり、他に本件における決議の方法が会議の一般原則あるいは慣行に違反し株主の議決権の行使を不当に制限したり、あるいは決議の内容に不当な影響を及ぼすような特段の事情を窺わせるに足りる証拠はない。

なお、株主による同一議案の再提案権の有無をめぐる不確定な状況については、紛争が現実化した段階で別途の手続きにより解決が図られるべきものであり、このこと 자체をもつて決議取消の訴えの理由となるものではない。」

〔評釈〕

判旨結論に賛成。理由づけに若干疑問。

一 株主総会において、どのように議事を進行させるかに

ついで、例えば、「出席株主または代理人の確認、議長の選任、討議の方法などについては商法に別段の規定がないから、定款に規定があればそれにより、それもなければ慣習または会議体の本質に従つて議事を進行することとなる」と解される（高島正夫「新版会社法」一四四頁〈平成三年〉）。株主総会において賛否の数を集計し、明示しなければならないか否かについても、商法に別段の規定がなく、定款においても規定がなければ、「慣習または会議体の本質」に従つて決せられることとなる。

右の趣旨を踏まえて考えると、判旨が、「議案の賛否について判定できる方法であれば、いかなる方法によるかは総会の円滑な運営の職責を有する議長の合理的裁量に委ねられているものと解される。」と表明している点は、誤解を招きやすい表現である。「議長の合理的裁量」の前提には、「慣習」なり「会議体の本質」という条理があるのであって、具体的規範内容は、「慣習」や「会議体の本質」により定まっており、「議長の合理的裁量」の余地は極めて少ないのである。本件判旨は、当然のこととしてそのことを前提として理解しているものと解される。なぜならば、判旨は、「原告主張のような決議の方法が確立した慣行として一般的に定着していることを認めるに足りる証拠

はなく」と明言し、更に、「本件決議の方法が会議の一般原則あるいは慣行に違反し」ない旨を明言しているからである。そうとすれば、あまり広くもない「議長の合理的裁量」という表現を争点に対する判断の最初の段落に持ち出し理由づけすることは、誤解を生みだし易い不適切な方法と解される。

二 昭和四二年七月二五日の最高裁判所第三小法廷判決は、「株主総会における議事の方式については、法律に特別の規定がないから、定款に別段の定めをしていないかぎり、総会の討論の過程を通じて、その最終段階にいたつて、議案に対する各株主の確定的な賛否の態度がおのずから明らかとなつて、その議案に対する賛成の議決権数がその総会の決議に必要な議決権数に達したことが明白になつた以上、その時において表決が成立したものと解するのが相当であり、したがつて、議長が改めてその議案について株主に対し挙手・起立・投票など採決の手続をとらなかつたとしても、その総会の決議が成立しないということはいえない。」と判示し（民集二一卷六号二三八頁、二三九頁〈昭和四一年〉）、慣習あるいは会議体の本質について具体的説明をしたものと解される。この昭和四二年最高裁判決を前提とし

て考える限り、本件判旨は妥当と解される。

しかし、昭和四二年から約三八年を経た現在、電子技術を中心とした科学技術の発展は目ざましく、身近かな技術で、しかも、負担しきれない程でもない合理的出費にて技術利用可能となれば、決議方法に関しても、新技術利用につき考え、言及する時期に来ているとも解される。現在、株主総会出席株主について、会社側がカードなり一覧表を用意し、出席株主に一連番号を付し、出席株主の名前と議決権数をあわせて付記し、出席株主には、その一連番号を出席番号として告知し、株主が質問・発言する場合には、その出席番号と名前を口頭で示して、株主総會議長の許可を得て行動に移るということが行なわれている。この方式を磁気カードなり、電子ＩＣカードに移し変え、このカードに、出席番号、株主名、議決権数、議案番号を記憶させ、それを議案採決に際して、読み取り機械を通して読み取れば、簡単に、しかも、短時間に集計することが可能となる。

右のような機械仕掛けは、現在、必ずしも一般的に普及しているわけではない。従つて、そのような機械仕掛けを使用するとの慣行が定着しているわけではない。しかし、何かの切っ掛けがあれば、その種の機械仕掛けに関する技術はすでに確立しており、安価で妥当な価格にて製品提供も可能と解される段階にあるものとも思われる。判旨としては、そのことを考慮せず、現状の慣行に言及して、紛争解決をしており、その点においては妥当と解される。しかし、現在において、広く普及した電腦通信網を利用して、取締役会側ではなく株主側から提案された議案について、少数の株式しか所有していない個人株主が主導権をとつて多数派工作を行ない、その結果が、同一議案の再提案権有無の判断基準となる「議決権ノ十分一以上ノ賛成」を超えるような事態が経験される場合、大雑把な多数把握では理解を得られない可能性も大きい。現在は、旧来の慣行から新しい慣行に移るいわば端境期にみると考えられる。従つて、前述した昭和四二年の最高裁第三小法廷の基準に基づき、従来の慣行を理解している判旨の立場は、これまでの紛争解決としての着地点と解されるけれども、新技術の展開に目ざめそれを受け入れている社会通念との間の溝を埋めるような説明にまで及んでいない。確かに、そのような説明がなくても、紛争解決はできるけれども、旧来のものと新しいものとの移行期にある現在、新しいことへの言及があり、それを踏まえて、本件判旨としては、新技術の普及度を勘案して、旧来の慣行に従つても妥当性を欠くものではないとしたほうが、はるかに説得力が増し、理解が得られ

るのではないかと考えられる。裁判所は、判決理由の中で未来を先導する必要はない。しかし、旧来の慣行が、何かの一突きで新展開をしかねない時期にある場合に、新しいことにつき若干の言及をするとは許容され、それが説得力を増すことになることに思いを致してもよいと考える。

なお、「総会当日に事前に寄せられた集計済みの議決権行使書面による賛否状況を明示して、後日算定した出席株主の賛否を合算して正確なデータを株主に開示することは将来的に望ましい実務慣行として一考の価値がある」旨が主張されており（山口幸代「本件評釈」法学雑誌（大阪市立大学）四九巻四号二一九頁（二〇〇三年））、やはり、大雑把な多数確認のみでは事は済まないことが確認できる（大塚和成「本件解説」銀行法務二一・六一五号六五頁（二〇〇三年三月号）は、「賛否数を集計・明示しなかつたとしても、議決権行使書面により賛否の判定が明白である以上、議長の裁量の範囲内であるとしたものであり、妥当である」とし、判旨を肯定している）。

加藤 修

（平成一七年二月一八日稿）